

**平成29年度**

**第 9 回 佐々町農業委員会総会議事録**

**平成29年1月26日（火）**

**佐々町農業委員会**

平成29年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年12月26日(火)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 平成29年12月26日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	大平 弘明 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
11	寶持 雅祥 君	13	坂口 隆英 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

報告第2号 一時転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(4) 審議事項

第36号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第38号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

第39号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第40号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第41号議案 あつせん申出書について

(5) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②1月定例会および農地利用最適化推進会議の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成29年度 第9回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、藤永会長から挨拶をお願いします。

会長（藤永 九市君）皆さんこんにちは。今日は、第9回 農業委員会ということでご案内いたしました。皆さん、お忙しい中、全員の出席のもと開会できますことを、心から感謝申し上げます。新体制になってからは5回目になります。ともあれ本年最後の総会になりますが、これまで皆さん方のご協力をいただきながら、新体制の中でも農業委員会の体制が定着してきているような感じがいたしております。今年も残り少なくなりまして、あと5日で新しい年を迎えるような切羽詰まった状況下にあります。そういう中にあって今日は本当に全員で開会できますことを

嬉しく思っております。今日の案件は、見られましたとおりですけども、前もって18日に五役会で事前協議をしたわけであります。また、その折には推進会議も、勉強会という形の中で、振興局から来ていただきて開会したわけであります。それなりに皆さん方には前向きにご協力いただいたことに、改めてお礼申し上げます。今日は、皆さん方にご協力いただきながら、会がスムーズにいけば幸いだと思っております。また今回、1月1日付けで異動にともなって2人が、今日が最後になるようです。総会終了後にお2人から挨拶があると思います。そういうことでありますのでご承知おきいただきたいと思います。今日はどうぞ慎重審議いただきまして、事務局の提案どおり、皆さん方の承認をいただければこの上ないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。これで会長挨拶といたします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員13名と、推進委員5名です。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号11番 賀持委員、議席番号13番坂口委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。続きまして、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 一時転用届出書について事務局からの説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借り人は役場建設課長名で出ております。貸し人佐々町野寄免 ●● ●●。耕作者は同じく、●● ●●です。施工業者は株式会社●● ●● 営業所となっております。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾願います。目的は平成29年度 町道野寄線道路改良工事2工区（その1）を施工するにあたり、工事用通路として使用するためとなっております。施工場所については、野寄免。地目は田。面積が1,543m<sup>2</sup>のうちの一時転用面積が225m<sup>2</sup>。工事期間としましては、平成30年3月31日までとなっております。2ページ目をお開きください。付近状況図になります。こちら

の場所につきましては、野寄免の坂道を登って行きまして、少し上の辺りになります。ピンク色で示しているところが申請の場所になります。3ページ目に航空写真をつけております。青で囲っているところが申請の農地になるんですが、その一部の道路沿いに鉄板を敷いて工事用道路として使用したいということです。4ページ目に道路工事の拡張工事の平面図をつけていただいております。5ページ目に拡大図ですね。2工区の部分にあたるところですね。全長54mということで図面をつけていただいております。6ページに借地圃場の整備図ということでのせております。借地面積は255m<sup>2</sup>ということです。7ページ目に建設課長から、工事完了後は速やかに現況復旧いたしますということで、確約書をつけていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これにつきまして、皆さん方からご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ないようでございますので、次の報告第2号に移ります。一時転用届出書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。8ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。一時転用届出書です。借り人は同じく、役場建設課長から出ております。貸人 こちらは土地の所有者になりますが、松瀬免 ○ ○○。耕作者は息子さんであられます、○ ○○さんです。施工業者は、有限会社 ●●●●となっております。目的としましては、平成29年度 普通河川江里川支流護岸整備工事（5工区）を施工するにあたり、仮設道路として使用するためとなっております。施工場所ですけども、松瀬免字小野。地目 田。地積 1, 209m<sup>2</sup>のうちの一時転用面積 98m<sup>2</sup>。同じく、松瀬免字狸山。地目 田。地積 1, 051m<sup>2</sup>のうちの一時転用面積 79m<sup>2</sup>となっております。工事期間は平成30年3月28日までを予定されております。9ページをお開きください。付近状況図ということで、ゼンリンの地図をのせております。松瀬の住宅の上の方なんですが、高陵町橋を渡って、上りあがっていくところなんんですけども、その途中に川がありまして、その川のそばを工事用の道路として使いたいという申請になっております。10ページ目が航空写真になります。赤で囲ってあるところが申請場所ですね。11ページ目が現況写真となっております。こちらも同じく、鉄板敷きをしたいというところに赤で囲っております。12ページ目をお開きください。12ページに平面図をつけていただいております。赤で囲ってあるところが申請地になります、その脇に江里川の支流があるということです。これは、以前から引き続き護岸工事の分で、今回、5工区ということで申請があつております。13ページをお開きください。こちらも同じく、建設課長より、工事完了

後は速やかに現況復旧いたしますということで、確約書をいただいております。  
事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。今、報告第2号の説明が終わりました。  
何か質問がございましたらお受けいたしますが、ありませんか。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。8ページの貸人は○○○さんとありますけども、亡くなられているので息子さんの名前に変えておいた方がいいんじゃないですか。  
所有者は○○○さんですよね。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。おっしゃるとおりですね。建設課からいただいた書類をそのままつけているんですけども、○○○さんは亡くなられているので、こういう書き方は違うかなと思いますので、貸人のところを所有者ということで、訂正をしていただくように建設課の方にもお願ひをしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）17番、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）他にございませんか。ないようでしたら終わらせていただきたいと思います。次に、報告第3号から第5号までは一括して、事務局の説明を求めたいと思います。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。14ページをお開きください。報告第3号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書について。通知者 賃借人 小浦免の○○○○さん。賃貸人 同じく小浦免の●●●●さんとなっています。こちらは合意解約をされてですね、○○○○さんがそのまま耕作はされるんですけども、中間管理事業の方に切り替えをされるということで、出している分になります。場所は口石免字川久保。地目は田。面積1,774m<sup>2</sup>となっております。15ページが合意解約書の写しになります。土地の引き渡し時期を空欄にしているのは、耕作者の方が引き続き、耕作されるという形で中間管理事業への切り替えということで、空欄にしております。こういった形で合意解約の提出があつております。16ページが利用権設定の各筆明細書の写しになります。続きまして、17ページをお開きください。報告第4号の朗読説明をいたします。同じく、農地法第18条第6項の規定による通知書です。合意解約になります。通知者 賃貸人 佐々町小浦免 ○○○○。賃借人 佐々町木場免 ●●●●。土地の所在につきましては、須崎免字下須崎。地目 田。面積2,410m<sup>2</sup>です。18ページをお開きください。合意解約書の写しを添付しております。19ページ目が契約をされた時の各筆明細書の写しをつけております。20ページをお開きください。報告第5号の朗読説明をいたします。こちら

も同じく合意解約書でございまして、こちらも借りてらっしゃった賃借人の方は同じく、● ●さんです。賃貸人は佐々町須崎免 ○○ ○○さんになります。土地の所在につきましては、須崎免字下須崎。地目 田。面積 971 m<sup>2</sup>です。こちらを提出された、平成29年1月29日が、土地の引き渡しということでなっておりまます。21ページが土地の合意解約書です。22ページ目が各筆明細の写しになります。この2筆につきましては、耕作される方は別々の方になるんですけども、次に耕作される方は決まっているということでお伺いしております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。報告第3号、第4号、第5号の説明が終わりました。これにつきまして、皆さん方からご質問等ありませんか。ないようございましたら、すべての報告事項を終わらせていただきます。よろしくお願いします。続きまして、日程（4）審議事項に移ります。第36号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。23ページをお開きください。第36号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 佐々町羽須和免 ○○ ○○。農地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳 田、現況 水路。面積 6.03 m<sup>2</sup>。転用の目的 水路。施設 なし。耕作者 なし。申請の理由 農業用の水路として使用していた水路を住宅等の雨水排水路として利用するためということです。24ページが許可申請書の写しになります。これまで農業用の水路だったところが、農業用ではなくなり住宅等の排水路になり、特に工事等があるということではありませんので、土地の購入ですか、工事費とか資金に関してはゼロということです。25ページが土地の全部事項証明書です。26ページをお開きください。ゼンリンの地図をつけております。赤色で細く色を塗っているところが今回の申請地になるんですけども、現況は水路ですね。先月、分筆をされた後の計画で、5条の計画変更の宅地の部分がありまして、このあおぞら食堂の横の一筆が駐車場ということで4条の申請を出していただいたところなんんですけど、分筆をされた関係で、水路だけが残っている形となっていました。先月の分を県に進達した際に、水路の部分は、農業用としての利用がそのまま続くのであれば、このまま水路として、地目が田であっても大丈夫ということではあったんですけども、もう周りに田んぼがなくなりまして、農業用の水路でなくなるのであれば、きちんとここも現状のままでも転用をしてくださいという指導がありましたので、こういった申請に至っているところであります。27ページ目が地籍図です。もともと、この3筆は一筆だったところを5条

で転用された後に、一部取消をされて計画変更ということで、面積を小さくして住宅が建つというふうな計画変更承認申請を先月させていただいたところです。こちらは計画変更の承認ということで、承認の許可がおりております。その隣もあおぞら食堂さんの駐車場ということで申請が出ておりましたけども、こちらも県の方から許可がおりているところです。今回につきましては水路の一筆が転用ということで申請が出ております。28ページをお開きください。現況写真になります。上も下も水路の部分ですね。赤で囲っているところが水路の部分になります。もともと、水路であるところです。29ページをお開きください。被害防除計画書になります。現状のまま利用するということで周りにも被害の発生する恐れもないということで記載があります。雨水排水につきましては自然流下。汚水、生活雑排水につきましては発生しないということでなしとなっております。30ページに平面図をのせております。水色の部分が水路の分で今回の申請地の部分になるということで、前回と同じ図面を付けさせていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。地元委員からの補足説明をお願いします。

8番。

8番（池田 邦義）8番。今、事務局からの説明があったとおりでございます。これ以上補足することはありません。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより皆さま方のご意見、ご質問をお受けいたします。何かございませんでしょうか。ないようでございますので採決をいたします。第36号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で許可相当として県の方に進達することといたします。ありがとうございました。次に第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。31ページをお開きください。第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 佐々町皆瀬免〇〇〇。譲渡人 佐々町八口免 ●●●。農地の所在 皆瀬免字園山。地目 台帳、現況ともに畑。面積159m<sup>2</sup>。転用の目的 家庭菜園用用地。施設なし。耕作者 ●●●。申請の理由 住宅横の土地を家庭菜園用の畑として利用したいとのことで、転用の申請が出ております。32ページをお開きください。許可申請書の写しになります。現況は畑なんですけども、家庭菜園用の土地ですね。宅地の一部になるんですけども、農業用の畑ではなく、家庭菜園用の土地として利用したいということで転用の申請が出ております。所有権の移転で贈与と

なっておりますけども、申請人さんの●● ●●さんの奥様と、譲り受けられる〇〇〇さんの奥様がご姉妹にあたられるということで、身内同士なので贈与ということになっております。33ページをお開きください。土地の全部事項証明書になります。34ページが付近状況図になります。場所につきましては、神田線からオレンジ観光さんに上って行く道に入りまして、その途中になります。赤で囲っているところが今回の申請地ですね。隣に〇〇さんというお宅がありますけども、こちらが申請人さんの〇〇さんのご自宅になります。そのすぐ横の土地を家庭菜園用として取得贈与を受けたいとの申請となっております。35ページをお開きください。現況写真をつけております。きれいに畑として利用されておりますので、特に転用後に何か違う畑になるかというと、そういうわけではないんですけども、上の写真に写っている家が、申請人さんのお宅ですけども、そのすぐ横の土地をご自分の家庭菜園用の土地として、野菜を作りたいとの希望をされております。36ページが地籍図になります。ピンクで囲っているところが今回の申請地で、すぐ横に申請人さんの自宅がある宅地となっております。37ページに土地の利用計画図を添付しております。ご覧のとおり、住居の横になります。37ページをお開きください。被害防除計画書になります。こちらも現状のまま利用するということで、特に被害の恐れはないということで特別な措置はないということです。雨水排水につきましては自然流下。汚水、生活雑排水につきましては発生しませんということで出ております。事務局の説明は以上になります。皆さんこのような案件は初めてと思うんですよね。家庭菜園用に農地転用するということは。ただ、他の九州管内でも、全国的にもそういう例はあるということだったので、こういった申請があがってきているということになります。五役会の方でも色々な意見がありました。町として基準を、面積だったり条件の基準を作った方がいいんじゃないかとか意見も出ておりますし、国が出しているQ&Aでも今日お配りしている資料で、農業委員会日常業務Q&Aということでお配りしているんですけども、2ページ目にですねこういった問題が、NO、4の中段辺りになりますけども、家庭菜園の判断基準について、Q&Aを局長が探されて、資料を皆さんにお配りしているんですけども、こういったものも参考にしながら皆さんの意見を出してもらえたならなと思いますので、よろしくお願ひします。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いいたします。19番。

19番（大瀬 敏幸君）19番。ご本人さんが家に見えられてご相談を受けたので、その内容をご報告いたします。農地として利益の問題ではなくて、隣に建っている

家が親戚内なので、共同で家庭菜園として使用したいというお話でした。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。同じく地元農業委員であります、濱野委員から何かございませんか。9番。

9番（濱野 卓也君）9番。今、ご説明のあったとおり、よろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。以上、事務局、地元委員からのご説明をいただきました。これより皆さんからのご質問をお受けしたいと思いますが、何かございませんか。17番。

17番（湯村 早雄君）17番。このような農転の申請を受けるときは、宅地として農転を受ける分は面積が多かったら制限されますが、制限された残りの分を家庭菜園用として追加で農転にかけることは今後も受け入れていくおつもりなのか、お考えをお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。状況を見て、ケースバイケースといいますか、今、湯村委員さんがおっしゃられたような手法みたいな形で申請があがってくるというのは、それは止めないといけませんので、そうなるべきではないと思います。転用の申請があがってくる時点では、今までどおり基準が、必要最低限の面積というのが大原則にありますて、最高でも一般個人住宅の場合は、 $500\text{ m}^2$ 未満という基準がありますので、そこは守っていきながらやるべきだと思います。計画的にこういったことになるのは阻止しないといけないと思うんですけども、そのやり方というのは考えながらしていかないといけないと思います。今回は、最初はそれまでですよということでお二人にはなっていなかったけども、今回、改めて家庭菜園用に取得したいというご相談があって、最初は無理ですというお話をしておりました。農家さんではないと農地は取得できませんので無理ですとお断りをしております。その後、相談に来たいということでお二人見えられて、地元の農業委員さんと北部班長さんにも来ていただいて話を聞いて、その時も厳しいという話をしております。結構強いご希望があられたので、許可権者はあくまでも県になるからですね、県の方には確認をしますということで、その時は話は終わっていました。県の方に問い合わせたところ、そういったことも絶対、許可するとは言われていないですけど、申請できるということだったのでその旨、申請人さんにもお話を聞いて、県の許可がおりるかどうかわからないんですけど、そういった見解だったので申請はどうされますかということでお話をさせていただきましたところ、出してみますということだったので今回議案としてあがってきている状況です。

議長（藤永 九市君）17番。

17番（湯村 速雄君）17番。今回は住宅の隣が家庭菜園ということですけども、住宅からの家庭菜園として200m<sup>2</sup>以内の許可をもらう場合、距離とかは何か提示されているんですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。先ほどの件も含めまして、ご説明をさせていただきたいと思います。こちらの申請者の宅地でございますが、不形成地ということで真四角等の形ではなく三角形状の土地ということもありまして、有効面積として住宅としては低い状況下というふうに考えております。今回、申請があがってきております家庭菜園については、4番の別添資料を参考にすると、現状では真ん中に塀を作られております。ですので、分断した農地という判断がされようかと考えております。しかしながら隣接するというのが一つの条件かと考えますと、住宅に隣接をしているということで水路、道路によって分断がされていない一段の土地、宅地に隣接する農地という判断からいきますと、家庭菜園の200m<sup>2</sup>、これにつきましては固定資産の評価における地目の取り扱いということで、家庭菜園であれば200m<sup>2</sup>を超えない範囲というふうな取り決めもございます。そういったところにつきましては、判断基準としてはクリアしているのではないかと考えます。一点だけ、塀があるということにつきましては、隣接しておりますので写真の方からもご判断していただきますと、上のフェンスの部分を一部外すことにより、動線距離としましては宅地からそのまま農地の方に進入することが可能かと考えますので、そういったところにつきましてご審議をいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今のご説明で、17番よろしいでしょうか。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。隣接農地が条件ということですか。農地は固定資産の評価を受けるということですか。農地は宅地の評価で税金がかかってくるということですか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。五役会の中でも話が出たのは、条件としては、住宅に隣接していないと駄目だろうということ。それと、周りに農地が広がっていてその隣の農地と、一緒に農業用で利用することが出来るのであれば、家庭菜園用には適さないだろうという話はしておりますので、まず、住宅隣接ということが第一条件で、あとは、他の農地と一体的ではないということは判断材料として見ていく必要はあるかと思います。固定資産税に関しましては、家庭菜園用地は宅地

になります。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。2番。

2番（吉野 裕君）2番。資料の具体的な対応方法というところで、面積等の基準は定めていないがということが書いてあって、最後の方には200m<sup>2</sup>を超えない範囲で家庭菜園を認めると書いてあるんですけども、そこら辺は数字は制限とかありますか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。県の方の話でも家庭菜園用の転用許可が出来る面積は定めないということでした。それは、土地の形状によって、多少200m<sup>2</sup>を超えていてもほぼ法面だったりとか、有効利用がないこともない土地もあるので、面積の基準は定めていないというのはそういう意味だと思います。最後に書いてある固定資産の評価の200m<sup>2</sup>というのは、その基準で固定資産の評価をする場合、宅地で認めるのが200m<sup>2</sup>を超えない範囲というのがあるので、家庭菜園の面積の基準で見るという意味でここに書いてあるのかと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）他に、何かございませんか。冒頭に事務局より説明がありましたように、この件につきましては先の五役会の折にも協議をしたわけであります。今、湯村委員から指摘がありましたように、これは非常に重要なことでありますので、今後、このような例が多々出てくる可能性は十分あると思います。宅地に隣接する、それぞれの農地を農地として利用できない状況下にある土地についてはこういう形で申請があがってくる可能性がありますので、今後、これにつきましてはしっかりと取り組んでいかなければならないだろうと思うところであります。他にございませんでしょうか。ないようですので採決をいたしたいと思います。第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認いただきました。許可相当として県に進達いたします。次に、第38号議案 農用地利用集積計画の承認（所有権移転）について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。39ページをお開きください。第38号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成29年12月26日 佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。40ページをお開きください。農用地利用集積計画書をつけております。所有権の移転を行う者 佐々町松瀬免 ●● ●●。所有権の移転を受ける者 佐々町石木場免 ○○ ○○。土地の所在 佐々町中川原免字中川原。

地目 田。面積 537m<sup>2</sup>。受け手農家耕作面積 田8, 723m<sup>2</sup>、畠6, 789m<sup>2</sup>、計15, 512m<sup>2</sup>を経営されておられます。権利の種類 所有権の移転です。区域区分は農用地。こちらは平成29年9月1日に●●さんの方から農地を売りたいというあっせんの申出があつていていた件になります。41ページをお開きください。あっせん調書ということでのせております。申出人、相手方ですね。あっせんの結果ですけども、売買で価格はこちらにのせているとおりです。坪単価3,500円で計算をしております。もともと○○さんが長年この土地の耕作をされております。なので、○○さんの耕作面積は取得前、取得後も同じ面積となつております。あっせんの期間としましては、あっせんの担当委員さんを決めていただいた平成29年9月25日から、12月13日となつております。42ページをお開きください。今回の申請の場所になりますけども、青で囲っている三角の農地が、今回の申請地になります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）あっせん委員さんからの説明をお願いします。13番。

13番（坂口 隆英君）13番。ただ今、事務局から説明があったとおりでございますが、9月の総会の折にあっせんということで、私と18番委員の筒井さんであっせん委員になったわけであります。その後に、現在耕作者の○○さんですね。約35年ほど近くこちらで耕作をしているということでしたが、42ページを見てもらえばわかりますが、隣に△△△さんのビニールハウスがあるわけですね。△△さんが認定農業者ということで、まず、そちらの方にも話を持つていったわけであります。その中で、長年、○○さんが作っておられるので、○○さんで良いんじゃないですかという、△△さんからのお言葉をもらい、周りの方々にも4、5人に伺ったわけでございます。今まで○○さんが作っておられるので、今さら、周りから手も出されないだろうと言われ、42ページの写真を見ていただければ分かるように三角の土地で、誰でも耕作できるような土地ではないんですね。また、○○さんも強く購入したい希望があられましたので、周りの方にも○○さんはどうでしょうかと聞いて回ったところ、○○さんでいいという返事が返ってきましたので、○○さんが購入することになりました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、あっせん委員の坂口委員からご説明いただきました。あっせんにご協力いただきました、坂口委員、筒井推進委員には大変ご苦労だったことと思います。ありがとうございました。皆さん方から何かございませんか。この件につきましては、これでよろしいでしょうか。異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。この件につきましてはこれで終わらせていただきます。次に、第39号、40号議案は関連がございます

ので、一括上程といたしますが、一括上程することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり) それでは、一括上程することといたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。43ページをお開きください。第39号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。44ページをお開きください。農用地利用集積計画書をつけております。1番目ですが、貸し手農家 佐々町市瀬免 ●● ●●。借り手農家 佐々町羽須和免 ○○ ○○。土地の所在 神田免字京仙。地目 田。面積 558m<sup>2</sup>。借り手農家耕作面積 36, 873m<sup>2</sup>。使用貸借で3年間ということです。こちらは通常の農業経営基盤強化法での使用貸借となっております。2番目、3番目にのせておりますのが、中間管理事業を活用した土地の貸し借りとなっております。2番目の貸し手が佐々町小浦免の△△ △△さん。借り手農家が長崎県農業振興公社の中間管理機構となります。土地の所在 須崎免字下須崎。こちらは最初に合意解約があった分です。また新たに口石免字川久保というところは新規で田の耕作を辞められるということで。失礼しました。須崎免の方はご自分で耕作をされていたんですけども、田の耕作を辞められるということで、中間管理事業の活用をしていただくこととなつたところです。それに伴いまして、経営転換協力金ですね。機構集積協力金をこの方は受け取ることができる関係で、すでに貸しておられました一筆も機構に切り替えるという申請をしていただいているところです。同じく、3番目も中間管理機構を利用していくだけのこととなっているところです。面積としまして、合計 8, 462m<sup>2</sup>となっております。45ページをお開き下さい。集計をのせております。こちらは、機構を活用するものと、活用しないものの合計をのせております。46ページをお開きください。第40号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。47ページをお開きください。農用地利用配分計画（案）を添付しております。先ほどの利用集積のところで、中間管理機構に貸し付けられる農地3筆の分を1番から3番までの三名の方に配分をするという計画書になっております。設定内容等はご覧のおりです。以上3筆、田、合計面積が 7, 904m<sup>2</sup>となっております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さまからの質問をお受けしたいと思います。これにつきましてご質問等はございま

せんか。ないようでございますので、まず、39号議案 農用地利用集積計画の承認について、承認される方の挙手をお願いします。ありがとうございます。承認いただきました。次に第40号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について、承認いただける方の挙手をお願いします。恐れ入ります。戻りまして、38号議案の所有権移転の承認について、承認いただける方の挙手をお願いします。ありがとうございます。承認いただきました。続きまして、39号議案の利用権設定について、承認いただける方の挙手をお願いします。ありがとうございます。承認いただきました。続きまして、40号議案の利用配分計画（案）について、承認いただける方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。大変申し訳ありませんでした。第38、39、40号議案はすべて、皆さま方の承認をいただきました。異議なしということで、第39、40号議案は長崎県農業振興公社へ進達することといたします。ありがとうございます。大変失礼をいたしました。次に移ります。第41号議案 あっせん申出書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）48ページをお開きください。第41号議案の朗読説明をいたします。あっせん申出書。下記農用地等につき売買のあっせんを申出ますということで、売りたいということでのあっせんの申出があつてあります。所在 皆瀬免字春。地目 田。面積 582m<sup>2</sup>。申出者 佐々町皆瀬免 ○○ ○○さん。東京都の△△ △△さん。東京都の□□ □□さんの三名様で三分の一ずつの三名様の共有名義となっておりますので、三名からの申出があつてあります。49ページに土地の全部事項証明書をのせております。49ページに土地の全部事項証明書をつけております。50ページに付近状況図をつけております。場所につきましては、神田免の町営の神田団地ですね。その道を挟みましてすぐ目の前の土地の裏手。ピンク色で記をついているところがあっせんの申出があつてある土地になります。蓮田として、今、利用されているようです。51ページをお開きください。航空写真をつけております。青で囲っているところが、あっせんの申出があつてある土地になるんですけども、貸し借りをされておりまして、今、●●●●さんが耕作をされております。その手前に平成29年4月14日転用と書いてある土地があるんですけども、今、転用が済んでおりまして、写真には写っておりませんが、今は住宅がほぼ完成している状況です。家を建てる際に、後ろの農地に行く道を確保してもらっていますので、農業用の通路ですが、後ろの農地に通つて行けるようになっております。今回はあっせんの申出が出ておりますので、あっせん委員さんを複数名、二名以上決めていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）第41号議案あっせんの申出について、事務局からの説明が終わりました。お話のとおり、あっせん委員さんが必要になってまいります。地元委員から関連していつもお願ひしているわけですけども、今回もお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。農地利用最適化推進委員の19番大瀬さんと、農業委員9番の濱野委員のお二人にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。お二方にはお世話をおかげしますけども、あっせん委員としてご尽力いただきますことをお願い申し上げます。この件につきましては、他にございませんでしょうか。他になればこの件につきましては終わります。これで41号議案まで終わりましたので、その他に入るわけですけども、その前に暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時27分）

（会議再開 午後 3時03分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。日程（5）その他に移ります。事務局から説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。休憩中にお話をさせていただきました、佐々町農業委員会農地等の利用最適化推進の指針についてお話をさせていただいたんですけども、皆さんの方から意見があられる場合は1月14日までに事務局の方に申出いただきたいと思っております。その結果を踏まえて、来月1月の農業委員会総会の折に議案として提出をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきまして、農業者年金ですね、今年度はまだ新規で加入していただいた方はいらっしゃいません。残り少なくなってまいりましたけども、いい制度ではありますので加入できる権利のあられる方は知らなかつたということがないようにですね、引き続き推進の方を取り組んでいきたいと思います。全国農業新聞につきましても、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんでお申込みいただいた方はご協力いただけたらと思っております。そして、1月の総会と、農地利用最適化推進会議の日程を決めさせていただきたいと思います。1月は25日は木曜日ですけども、ご都合はいかがでしょうか。

議長（藤永 九市君）暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 3時06分）

（会議再開 午後 3時25分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。休憩中に決まったことを事務局から説明していただきたいと思います。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1月19日に農地利用最適化推進会議を行います。16時30分から五役会を行いまして、18時から農地利用最適化推進会議。30分程度を予定しています。2月の予定ですけども、16日の17時に五役会、その後、18時30分に農地利用最適化推進会議。2月23日に総会という予定でいきたいと思いますのでよろしくお願いします。1月26日は総会です。13時30分からです。

議長（藤永 九市君）そういうことでよろしくお願いします。その他で他にございませんか。ないようでございましたら、本日の総会日程をすべて終了いたします。これをもって、本日の総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3時32分)

上記のとおり相違ありません。

(会長 藤永九市)

会議録署名委員 繁持 雅祥

会議録署名委員 板口 隆英

(

(